

第二十四回国会 衆議院 商工委員会 議録第二十二号

昭和三十一年三月二十三日(金曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長

委員

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

委員外の出席者

参考人(東京)

都中央卸売市

場業務部長

専門員

越田

清七君

三月二十二日

電源開発促進法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一四四号)

同日

ダム新設に伴う下流増受益者負担の

法制化反対に関する請願(山下春江

君外三名紹介)(第一五七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

離島振興法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二七号)

工業用水法案(内閣提出第一二八号)

電源開発促進法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一四四号)

通商産業の基本施策に関する件

○神田委員長

これより会議を開きま

す。

昨二十二日本委員会に付託されまし

た電源開発促進法の一部を改正する法

律案を議題とし、審査に入ります。ま

ずその趣旨の説明を求めます。齋藤經

済企画政務次官。

電源開発促進法の一部を改正する

法律案

電源開発促進法の一部を改正す

る法律

電源開発促進法(昭和二十七年法

律第二百八十三号)の一部を次のよ

第六條の見出し中「負担」を「負担

等」に改め、同条第一項中「又は道路

に關して国又は」を「若しくは道路に

關して国若しくは」に、「委託する」

を「委託し、又は電源開発等を行う

者から、当該電源開発等の委託を受

けるに改め、同条第二項中「委託す

る場合における公共事業の施行のた

め必要な」を「委託し、又は委託を受

ける場合における」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。

(電源開発に伴う増加利益の調整)

第六條の二 電気事業者又は電源開

発株式会社(以下「電気事業者等」

という。)は、他の電気事業者等

のダム、水路若しくは貯水池又は

これらの附属設備(以下「ダム等」

という。)の設置又は改良に關す

る工事であつて政令で定めるもの

により著しく利益を受けるとき

は、その設置又は改良に關する工

事の費用の一部を負担しなければ

ならない。

2 前項の規定により負担すべき額

は、その受ける利益の額のそのダ

ム等の設置又は改良に關する工事

により電気事業者等について生ず

る利益の総額に對する割合に應

じ、当事者間の協議により定め

る。但し、その受ける利益の額を

限度とする。

3 前項に規定するもののほか、第

一項の規定による負担に關し必要

な事項は、当事者間の協議により

定める。

4 第一項の政令は、総合的に発電

水力の有効利用を図る必要がある

と認められる河川又は湖沼におけ

るダム等の設置又は改良に關する

工事であつて、そのダム等の設置

又は改良のほか、当該河川又は湖

沼に設置され又は設置されるべき

他の発電施設の効用の増加を目的

とするものについて定めるものと

する。

第十三條第二項及び第十五條第五

項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に

改める。

第十八條中「二人」を「二人以内」に

改める。

第二十二條及び第二十三條第二項

から第四項までの規定中「主務官庁」

を「通商産業大臣」に改める。

第二十七條の見出し中「外貨」を削

り、同条中「公社の下に」を「發行す

る社債に係る債務及び」を加える。

第二十九條から第三十三條まで及

び第三十五條第一項中「主務官庁」を

「通商産業大臣」に改める。

第三十五條の次に次の一條を加え

る。

(大藏大臣に對する協議)

第三十五條の二 通商産業大臣は、

第十五條第五項、第二十三條第二

項、第三十條、第三十一條、第三

十二條(定款の変更の決議に係る

ものを除く。)又は第三十三條の

認可をしようとするときは、大藏

大臣に協議しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

○齋藤憲政府委員

ただいま議題と

なりました電源開発促進法の一部を改

正する法律案につきまして、その提案

理由を御説明申し上げます。

電源開発促進法は電源開発をすみや

かに行い、電気の供給を増加し、もっ

てわが國産業の發展に寄与することを

目的として制定されましたが、その後

同法の運用の結果若干の修正を要すべ

き点が見受けられるに至りましたの

で、ここにこの改正法案を提出いたし

たのであります。

次にこの法案の内容につきまして、

簡単にその概略を御説明申し上げます。

改正案の第一点は、第六條の改正で

ございます。現行法第六條は、公共事

業と電源開発とが密接な關係がある場

合においては、國または地方公共団体

は電源開発を行う者に対して公共事業

の施行を委託することができ、その場

合の費用負担については政令で定める

旨の規定でございますが、國または地

方公共団体が電源開発を行う者から電

源開発の施行の委託を受けることが適

当な場合も多いのでございまして、そ

の場合におきましても、従來の政令に

従つて費用の負担をすることが妥當と

考えますので、その旨の改正をいたし

たいと考えております。

第二点は、電源開発に伴う増加利益

の調整に關する規定の追加でございま

す。公益事業者である電気事業者が電





託を受けた弁護人が反対側の弁護も兼ねるという事はできない。こういう趣旨と同じなんです。そのことをあなたの方では、のみ行為を許さなければならぬ、こういう命令を業務命令、監督命令と称して出しておる。そこに私は非常に問題があると思うのです。むしろ条例の方が、法律の精神を体している条例ができておる。それをあなたの方は、その条例はいいかからけしからぬ、こういうように悪い条例に直せといつて、しかもこの十七条の命令といふのは、十八条の強制処分権限を持った命令です。この命令を聞かないものは市場の認可の取り消しをする、さらに業務の停止を命ずる、あるいは開設者たるものが法人である場合には、法人の解散をするという強力な権限をもつて命令を発動しているわけなんです。ですから、のみ行為をしなればこういう権限を発動して開設の禁止をするぞ、あるいは取り消しをするぞ、停止をするぞ、こういったあなたの方の命令は、権限乱用の命令で、不当な命令である、かように考へるのですが、農林省はどういうふうにお考えであるか。

○安田(善)政府委員 先ほどからだんだんお話がありまして開設者、仲買人、売買参加人に関する制限の規定は、中央卸売市場の中におきます取引を明朗化するために作つてあると存じております。そういう場合にのみ、また中央市場のところで扱われておりますものが許可を受けまして別の立場において輸入実務を取り扱う。輸入の経験があるとか、輸入の資格があるとか、言

いかえますと、輸入業者であつたり、輸入実務者である、こういうこと等もありません。また仲買人になりました人が、その輸入業務をしておつたり、適格性を持つてゐる場合もあります。業務規程において定めまして買付ということ、おそろく輸入を含むと解すべきことではあります。多少疑義もござります。そこで市場内の取引はあくまで従来の施行規則とか条例による業務規程に従つてやつてもらふなければならぬ。けれども、輸入者の範囲、輸入代行、実務者の範囲を広げる輸入方式ができて、その資格を得るといふことになりましますならば、輸入者として働いて持つて来たものを卸、仲買を通じて売るといふ市場内の取引はそうしていただくたい、こういうふうにお考えをいふのであります。

○多賀谷委員 そうすると、仲買人であるAといふものが、今度のあなたの方の改正によつて輸入業者になり得るのですから、輸入業者になる、そうして販売の委託をする、あるいは直接接する市場でなくて、ほかの市場の卸売人となり得る、あるいはまたその市場に販売の委託をする、こういうことになりましますと、結局同一人が売買行為の両当事者になり得る、こういうことになりはしませんか。

○安田(善)政府委員 卸売人は仲買人になれなくて、仲買人は卸売人になるべきでないと思ひます。ならないのが法の適正な運用だと思ひます。しかし他の中央卸売市場なんかでは、仲買人の規制をいたしますのに、他の市場で市町村長や開設者などの許可を得ればそこから買つてもよろしいという規定でもありません。都市の条例は地域

的効力が限定されているわけでありまして、それで、ある市場の仲買人でありましても、その都市の地域外で他の業務をするということなどはあるわけですね。そういうことを彼此勘案いたしますと、市場の運営、市場の取引上絶対必要な事項と、その他の事項とは分れる場合があるもので、その場合はあまり強い規制をする必要があるかどうかは研究の余地もある、そういうことであります。

○多賀谷委員 あなたの方で認めておられ、かつ今度の業務規程の改正については何ら命令を下されてない。東京都の条例の三十六条第一項の第一号を見て下さい。「本市場内又は外において販売委託の引受をすること」はできない。要するにこれは市場外においても売手になることはできないという意味なんです。ところがあなたの方で輸入を買付に含まないといふことになれば売手になり得る。そこで私はこれはあなたの方でののみ行為を強制した命令である、こう考へざるを得ないじゃないですか。これは全く市場の原則を破壊するものです。こういうことは、市場法の趣旨に相応したりつばな条例を作つておるのにかかわらず、命令によつてこれを悪くせよというふうな政府がどこの世界にあらましますか、全くわれわれは理解に苦しみます。もう一回説明して下さい。

○安田(善)政府委員 決してそういう趣旨ではございませんので、仲買人が売手である卸売人になるようにと思ひます。思つておるわけではございません。それはそういうことをしなはならない、輸入する場合だけできる、こういうことになつております。

○多賀谷委員 バナナのように国内で比較的生産のないものはそうなんです。が、ところがバナナだけではないのです。今度の全部の品物がそういうことができるかということになつておる。条例にはそういうことではない。全部の物資についてそういうことにせよという命令が農林大臣から出ておる。農林省はそのバナナの輸入方式に關連する取引についてとあつて、業務規程の改正は、これは全部の物資について適用されるものであるといふことを言つておる。ですから、この問題はきつめて重大な問題になる。国内の物産と競合する輸入物産がそういうことができるとするならば、これは市場の大擾乱ですよ。大擾乱をせよという命令をあなたは出しておる、これを僕は聞いておるんです。

○安田(善)政府委員 その点になりましたら、御質問の意味が実はやつとわかりました。が、そういうことを申しておるのではありません。そういうふうにおしなしたら間違ひでございませう。それはバナナのようなもので、国内産がないもので、輸入に關する限りは、国内の青果物や魚のように生産があつて、それを卸売人が出荷人から委託販売を受けるようなことの一步前の別の業態のことで、そういう業務を営むことがある。だからバナナについてどうである。きのう申しましたのは、サンキストなどが入つてくる場合には考へ得るかもしれないが、いずれもその個々の業態において輸入方式などに関連して、それがそういうふうになるにきまつたならば、そういうことがある。かもしれぬが、研究の余地があるといふ意味で申し上げたのであります。全

部どの品目についても仲買人が卸売人と同じ行為ができるようにして、あなたのおっしゃるようなのみ行為をやれといふことを決して申しておるわけではございません。

○多賀谷委員 私はのみ行為をやれといふことを言つておるのじゃないですよ。のみ行為ができないという市場の条例が今まであつた。それをあなたはのみ行為ができるというように改正された、こういうことを言つておる。

さらにもう一つは、今あなたはバナナとかサンキストという例をあげられましたが、なるほど外貨の割当は制限をするから実際はそういうことは起らないかもしれませんが、あなたの方は自由経済を建前としておる、しかも營利主義でいく、そうするととんだ品物が入つてくることを予想して法律、条例を作らなければならぬ。そうすると、あなたの方で出された通牒は、東京都の業務規程の第三十六条第二号といふことを銘打つておられる。そうして「買付」を「買付(輸入を含まない)」といふふうに変更するといふこと、これは全部の物資にいくことになるでしよう。一つ一つの個々の問題について競合するのではない。改めるといふことは、バナナだけではないに全部のものに適用するといふ条例の改正になるのではありませんか。そういうことを指示されておるじやありませんか。

○安田(善)政府委員 ただいま御指摘の卸売人、仲買人というふうなもので法に基いて流通の円滑及び取引の公正をはかるために規定してあるものは、この輸入行為を含まなくてもいいだろ

うという規定です。また今回きまりましたのは、バナナの外貨割当はジエトロが受けまして、その輸入実務を行う場合でございまして、輸入実務の入札し得る資格を得られるのは、室の施設の所有者あるいは所有者で、市町村長または市場の開設者からそういう権限が明確に与えられている者というはつきりした規定があつて、通産省がおやりになりますので、そこでその中には仲買人である場合もあるし、卸売人、加工業者である場合もあるわけでありまして、権利を得ればその他の者もあるわけでありまして、そういう場合に仲買人と重複する場合もあるから除いておいた方がいいということはないわけですね。

○多賀谷委員 法制局にお尋ねいたしますが、この三十三農経五千四十二号、昭和三十年十二月十四日、農林大臣から東京府知事安井誠一郎にあてたこの業務規程変更の命令に基いて、記として業務規程第三十六條第二号の「買付」を「買付（輸入を含まない）」と改める、こういうことを命令し、それに従つて都では条例の改正を行われた。そうしますと、今局長の言うようにバナナだけだ、ほかのものは含まないということではないに、これは全部の物資に適用されるものであると思うが、法制局の見解を伺いたい。

○西村政府委員 実はこの農経なんとかいふのは、きのういただいてまだ全部読んでいないのですが、たしか改正のあれは、「買付（輸入を含まない）」そこだけを私よく伺つたのですが、もちろんこれが三十六條に入つた場合においては、別段特別な制限というものはそこからはうかがえないと思ひますけれども……。

○多賀谷委員 ちよつとこれを見て下さい。都合のいいところは見て、都合の悪いところは見ないなんてあるものですか。

○西村政府委員 記の方の第一号で、具体的に業務規程を「買付（輸入を含まない）」に改めること。こう改めた限り、あの三十六條を見ましただけでは別に輸入したものだだけというふうには条例としては出てこないと思ひます。

○多賀谷委員 条例を変えた以上は、だれが見ても、これは法科の一年生が見れば当然全部の物資に適用されるということとは明瞭であります。たまたまバナナに關して出された通牒であることはわかるわけですが、あなたの方の命令書というのは、全部の物資ということになる。そこでこれを一つやれば全部の物資に影響があるということは、農林省としては当然考へざるを得ないでしょう。だから私はそれをお尋ねしておる。これはきわめて大きな問題です。市場を崩壊する命令書を出したは出しておる、それをお尋ねしておる。

○安田（善）政府委員 すべてのものを含むわけじゃありませんので、輸入するものを含むわけでございます。それから中央市場に搬入し場内にて取引させる場合は、正規のルートで従来行われておらなかったことが多く、行われように指導をお願いしたい、こういう精神をつけ加えたわけでありまして。

○多賀谷委員 それならばなおさらのみ行為ができます。自分がインポーターとして買つて参つた以上は、取引段階として、卸、仲買、小売、こういう段階を通じないといつていい。だから自分の方でインポーターとして輸入したのが、自分は卸売人になれぬから、販売の委託をします。販売の委託をすれば今度は卸売人が来て、そうして同一の仲買人がせるといふことになるじゃありませんか。これは全く市場を破壊する通牒です。しかもあなたの方が出された命令書というものは、これを聞かなければ、その市場は認可を取り消すぞ、その役人は首を切るぞ、業務は停止するぞという、非常に大きな権限を持つてゐるものじゃありませんか。一体これはどうですか。

○安田（善）政府委員 そういう御心配がないようなつもりでございましたが、なお研究をいたします。（法規上）そういうつもりでないという気持ちをこの三項において表わしておりますから、もしそういうおそれがありましたら、適切な措置を考究の上、とるべきだと思います。

○多賀谷委員 仲買人は今度インポーターになるけれども、今まで仲買人は加工業者であつて自分の市場は通じない、あるいは通じておるものもあるが、通じない。こういうふうなやみで流れていけばしょうがないかもしれない。しかしあなたの方は通牒の三項で、そういう取引はいけませんよ、今度はバナナは全部、卸から仲買人市場を通じて小売、こういう段階を踏みなさいよというのです。じゃ一体仲買人である輸入業者は、持った品物をどうしますか。売れぬじゃないですか。売

れぬですよ。市場を通じて売れないといふのです。本人は仲買人ですから、品物を買つてきては売れませんよ。爾る以外に方法はない。

○安田（善）政府委員 それだから私も仲買人の趣旨は、卸に売つて、卸から仲買人に売つていただくといふことを言つてゐるわけでありまして、それが適當でない場合は、なお研究してみたいと思つております。

○多賀谷委員 卸に売つて、結局卸に委託販売するのでしょうか。あるいはそのまま売らぬでしょうか。そうして、卸が、結局輸入業者であつたものと、売手手の仲買人にせり売りするのでしょう。そういうことになるんでしょ。あなたはこういう通牒を出してゐるじゃないですか。

○安田（善）政府委員 それはいつでもそうじゃありませんで、加工業者がそういう場合もあるから、そういうことが生ずる場合もありますから、よく取り調べまして、なお明瞭にいたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 加工業者が卸の場合がありますね。

○安田（善）政府委員 仲買人は今度インポーターになるけれども、今までは加工業者であつて自分の市場は通じない、あるいは通じておるものもあるが、通じない。こういうふうなやみで流れていけばしょうがないかもしれない。しかしあなたの方は通牒の三項で、そういう取引はいけませんよ、今度はバナナは全部、卸から仲買人市場を通じて小売、こういう段階を踏みなさいよというのです。じゃ一体仲買人である輸入業者は、持った品物をどうしますか。売れぬじゃないですか。売

れぬですよ。市場を通じて売れないといふのです。本人は仲買人ですから、品物を買つてきては売れませんよ。爾る以外に方法はない。

○安田（善）政府委員 それだから私も仲買人の趣旨は、卸に売つて、卸から仲買人に売つていただくといふことを言つてゐるわけでありまして、それが適當でない場合は、なお研究してみたいと思つております。

○多賀谷委員 卸に売つて、結局卸に委託販売するのでしょうか。あるいはそのまま売らぬでしょうか。そうして、卸が、結局輸入業者であつたものと、売手手の仲買人にせり売りするのでしょう。そういうことになるんでしょ。あなたはこういう通牒を出してゐるじゃないですか。

○安田（善）政府委員 それはいつでもそうじゃありませんで、加工業者がそういう場合もあるから、そういうことが生ずる場合もありますから、よく取り調べまして、なお明瞭にいたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 加工業者が卸の場合がありますね。

○安田（善）政府委員 仲買人は今度インポーターになるけれども、今までは加工業者であつて自分の市場は通じない、あるいは通じておるものもあるが、通じない。こういうふうなやみで流れていけばしょうがないかもしれない。しかしあなたの方は通牒の三項で、そういう取引はいけませんよ、今度はバナナは全部、卸から仲買人市場を通じて小売、こういう段階を踏みなさいよというのです。じゃ一体仲買人である輸入業者は、持った品物をどうしますか。売れぬじゃないですか。売

れぬですよ。市場を通じて売れないといふのです。本人は仲買人ですから、品物を買つてきては売れませんよ。爾る以外に方法はない。

○安田（善）政府委員 それだから私も仲買人の趣旨は、卸に売つて、卸から仲買人に売つていただくといふことを言つてゐるわけでありまして、それが適當でない場合は、なお研究してみたいと思つております。

○多賀谷委員 卸に売つて、結局卸に委託販売するのでしょうか。あるいはそのまま売らぬでしょうか。そうして、卸が、結局輸入業者であつたものと、売手手の仲買人にせり売りするのでしょう。そういうことになるんでしょ。あなたはこういう通牒を出してゐるじゃないですか。

○安田（善）政府委員 それはいつでもそうじゃありませんで、加工業者がそういう場合もあるから、そういうことが生ずる場合もありますから、よく取り調べまして、なお明瞭にいたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 加工業者が卸の場合がありますね。

認可の権限に対して、中央の行政官庁が、お前はこうしろというような命令を出すのは、これはいかに七条という法律がありましても、全く自治権を侵すものだとは考える。これについて法制局はどういうふうにお考えであるか、お聞かせ願いたい。

○西村政府委員 名古屋や京都につきましては、東京都の条例の三十六条に

対応する三十七条とか三十八条で、ただし首長の許可を受けた場合にはこの限りでないということになっておるが、この許可を与えるべしという指令を農林大臣が出したということについてのお尋ねだと思いますが、もともとこの業務規程というものはやはり農林大臣の認可にかかるとありまして、それだから三十七条で、この業務規程それ自体の変更命令も出せることになっております。従いましてこの首長の許可ということも、要するにこれは農林大臣の監督下におけるもので、地方公共団体固有の、疑うべからざる権限というふうには私は考えておらないわけでありまして、あくまでもこの中央卸売市場に基く一つの業務規程でありまして、これにつきまして許可を与えるという場合には許可を与えるでしよう。もちろんこの通牒には業務規程が改正されるまでの経過措置だということもはつきりうたててあります。

この点は、東京都の条例の改正命令に關連して、そういう御心配のような疑いはないと思ひます。

○多賀谷委員 私はこの認可の権限は開設者にあると思うのです。開設者にあつて、その条文を運用するのは開設者ですから、このいい悪いは別として、業務規程の変更を命ずるというこ

とは一応できると思うのです。ところが一応業務規程というものはつきり書いて、そこに首長は左に掲ぐるもの以外でも許可することができるとある。その許可に対して、純然たる開設者の意思で動くべき問題について、これとこれを許可してやってくれ、こういうことが出来るでしょうかね。私は非常に不思議に思ふのです。

○西村政府委員 その点も、私の申し上げ方が少し足りなかつたかもしれませんが、その開設者が許可をするという権限は業務規程に基いておるわけでありまして、業務規定そのものは農林大臣の認可に基いておる。そういう意味で、私はその処置が具体的の場合にどうであつたかという問題は、私は申し上げる筋合いではございませんけれども、今申しましたような変更命令というものに關する限りにおきましては、これが違法だというふうには私は断ぜられないと思つております。

〔委員長退席、小平(久)委員長代理 理着席〕

○佐竹(新)委員 議事進行について。これはきわめて重要な問題と思ひますので、ただ安田経済局長を呼んで、ここで議論しただけではわかりませんから、やはり農林大臣命令でこれが発せられておるのでありますから、農林大臣の出席を求めます。

○小平(久)委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

〔小平(久)委員長代理退席、委員 長着席〕

〔速記中止〕

○神田委員長 速記を始めて下さい。

バナナ等の輸入問題に関する質疑は一応この程度にいたします。

○神田委員長 次に離島振興法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認め質疑に入りまします。質疑の通告がありますので順次これを許します。中崎敏君。

○中崎委員 離島振興法は、その法律の目的にありますように、本土より隔絶せる特殊の事情にある離島が、その後進性を除去して近代的な状態において生活し得るような立場に引き上げるという考え方の上に立つた法律であるのであります。その後の実情を見ましますと、依然としてこれらの離島の人々というものは恵まれていないのであります。と申しましますのは政府が一つの離島振興計画を立ててやつてはおるものの、その予算なども至つてスズメの涙の話にならぬというふうな状態でありましますから、その計画そのものも必ずしも実情に即していないというふうな点もあるように見受けられるのであります。そこで今日までこの離島振興の計画はどの程度まで進められておるかという点について一つ御説明を願ひたいと思ふのであります。

○植田政府委員 離島の振興計画は、ただいままでに四十五島を指定いたしておりまして、内地の四十島につきましては、昭和二十八年年度以降國費で二百四十三億、北海道の五島につきましては、國費で三十四億の事業を実施することに相なつておるわけでございます。指定も若干おくれれておりました関係で、ただいままで予定通りの進捗を

いたしておりますが、現在までのところ、國費で二十八年度が九億、二十九年度が十二億、三十年度が十三億と、逐次増加の傾向に相なつております。これは内地分でございます。三十一年度といたしましては十五億程度の國費の支出ができるのではないかと考へておるわけでございます。特に三十一年度以降におきましては、離島分の事業費といたしまして、道路、港湾、漁港、電気導入、林道開拓、土地改良につきまして新しく事項を立てまして、その金額が内地で八億一千万円、北海道で一億一千万円に相なつております。こういうふうな事項を立てましたことによりまして、離島分の事業費が確保されることに相なるわけでございます。政府といたしましては今年度新しい制度を立てたわけでございますが、この事項を立てたわけをよろいどころにいたしまして、三十二年以降におきまして、できるだけ予算の増額をはかつて参りたいと考えておる次第でございます。

○中崎委員 離島の振興には、今お説の通りに、道路、港湾、電気、こうしたようなものがまず必要だと思ふのであります。それが、それについても、たとえば離島振興法がなくても、当然その道路でも港湾でもつけらるべきものがあるものであります。そういう類のものも今の予算の中に織り込まれておるのかどうか、この離島振興法がなくても、元來普通の、通り一べんにその港灣の費用も出されておるはずであります。離島振興法だということでは、そういう類のものもこのワタの中にはめ込んで一緒にしてしまふ、そうしてその際ばかりに離島振興のワタから持つていか

れるということになるならば、結局においてこれはこれだけの――たとえば三十一年度に十五億円の予算があるといつても、十億なら十億、本来の一般のワタの中にはめ込まれたいことになれば、ただ五億しか出てこないという結果になるのだが、そのところは一体どうなるのです。

○植田政府委員 ただいまのところは予算の立て方から申しまして非常に微妙な点でございます。今回事項を立てましたのは、離島の予算を確保し、これをできるだけ増額するように持つていきたいという意味で立てたのでございまして、本年度内地分で申しますと八億一千万円の事項を立てたわけでありまして、これを同じ項目につきまして、三十一年度の程度の実績が各省から支出されたかと申しますと、六億九千万円でございます。この事項を立てた項目においても増額になつておるわけでございます。ただし予算におきましては、これは各省の道路なら道路の予算に組み込まれておるわけでございますから、従いましてただいま中崎委員が仰せられましたように、各省の予算から支出になつておるわけでございます。ただそれではこういう事項を立てなくても、あるいはもう少し申しまして、離島振興法がなくてもそれだけの予算がつくはずであつたかどうかという点になります。これは簡単に割り切るわけには参らぬものと存じます。しかし離島の予算が二十八年度から逐次増大する傾向を見ますと、各省も離島振興には非常に協力的態度を示しておるのであります。各省の事業予算の中から離島に配付されるものが逐次増加されるという



傾向を示しておるのじゃないか、こういう意味から申しまして、離島振興法の意義は相当高いと申せるのではないかと考えておる次第でございます。

○中崎委員 たえば漁港の整備につきましても、離島の立場からいいますと、元来取り残されて立ちおくれおるのではありません、一般の漁港の整備計画からいえば必ずしもその計画に入らないものがある。これを、その整備計画の中に入れても、ここだけは特に引き上げてここまで持つてきてやるのだという考え方でなければ、この法律の趣旨というものは徹底しないと思う。そこでたとえば漁港の場合においても、離島の漁港を一つ取り上げて、離島の立場から振興すべきであるという結論が出て、それが農林省へいった場合においては、御案内の通り一般の漁港整備計画というものが立てられており、その中へ入っていないからどうにもこれはできぬのだというような結果になって、結局離島振興法の趣旨というものが達せられない。そういう意味において、離島振興については別のワケを設けて、漁港整備計画よりもほかのワケ内において処理されなければその目的は達せられないと思うのであります、その点はどうであります。

○植田政府委員 ただいまお話しのようなこともあろうかと存じます。その点にかんがみまして政府は今回事項を立てたわけでございます。事項は予算法上の拘束はございませぬけれども、大蔵省も、個所ごとの予算を積み上げたものでございまして、関係の各省といたしましてはこの金額を下回る予算を離島につけることはあるまい、むしろこれよりも実情によりましてはふやすことも考えられるわけでございます。なお個々の事業につきまして、本土と離島との関係は、経済効果という点から申しますれば離島の方が落ちる。従って各省の基準からいってとか離島の方があと回しになる事例もときどきございまして、私も非常に苦慮いたしておるのであります。そういう意味から申しまして、今回離島の事項を立てたというところは、離島のワケを確保することになったわけでございますので、一つの進歩ではないかと考えておるわけでございます。

なお離島の予算を一括して企画庁なら企画庁に計上するが適当であるかどうかという問題につきましては、離島という一つの地域行政をやる立場と、港湾なら港湾、漁港なら漁港というところを縦に全国的視野でなめる役所との間の一つの権限上の大きな問題でございまして、この点は相当慎重に考慮しなければ決定できない問題かと考えておるわけでございます。

○中崎委員 この問題はきわめてむずかしい、困難ではあるけれども、当然はつきり割り切らねばならぬ問題だと思ふ。言いかえしますと、離島振興法という特別の法律を作つて、別の事情のもとにあるものを一つ救い上げていく事業をやろうというわけなのです。それがワケ全体としては多少予算はあつても、実際仕事をやる場合においてはほかのワケに吸収されていって、一緒にこちやこちやにされてしまう。プールにされてしまうというところであれば、たとえばそれ自身の十億なら十億全部ワケを別にすればそれでいけるものを、ほかのワケの中に持ち込まれ

て、三億、五億、二億、一億という程度になるようなおそれも多分にある。それではこの法律を作つてしかも予算をこうしてとつていくというようない意味もないので、この点ほどきましても一応切り離して別ワケの予算をとる。これは港湾に限らないのだけれども、少くともこうした離島を振興するための予算は、全体としてやはり一切別ワケにして、そうして同じ農林省なら農林省、建設省なら建設省でいくにしても、それだけは切り離して一切の措置をする。これは大蔵省の方がなかなかうまくいかぬ点もあるように聞いておるのでありまして、十分に話し合いをして、そうしてその線に沿つて努力されることが必要だと思つております。それについての努力と今後の見通しと決意を一つ政務次官の方からお聞きしたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 私も経済企画庁に参りましてから目が見えなくて十分御答弁ができるかどうかわかりませんが、離島振興法に基く離島振興対策が、経済企画庁に所屬いたしておるのであります、その実態を調べてみますと、ただいまお説のように、離島振興に関する予算は各省につけかえになつて、実際の面をいたしましては、経済企画庁は実施面にはタッチしないというのが建前になっております。常に論議されておりますことは、こういう状態です。離島振興の徹底が期せられるかどうかということ、従ひまして原則をいたしまして離島振興の問題が経済企画庁に所掌事務としてあるのはいいか悪いということ、もし離島振興を徹底的にやるといふならば、今お説のように離島振興に関する予算を一括

して経済企画庁に計上し、経済企画庁が離島の状態を徹底的に調査して適切な仕事をやる、こういう建前からの各省つけかえならば私は徹底するのではないかと、さうに考えておるのでございますが、今のところはまだ離島振興に関する徹底した施策の結論に向いていまして十分調査をしてその徹底を期したい、かように考えているのでございます。

○中崎委員 ただいま政務次官からお話の問題であります、これは離島振興だけの問題ではなく、国土総合開発にしても、あるいは急傾斜地帯農業振興など、一連のこうしたような問題についても言えるんじゃないかと思つております。いずれにしても、こうしたような、特に後進地域の開発のために、さらにまた国土のような、国全体のレベルをずっと引き上げるためにできている特別立法に基く措置が、あつちこち、ちやうどもちをちぎるようにならばばらに扱われておるといふところに、非常な、ものの有効適切な処理というものができぬ点があるというように考えておるのであります、根本的に言へば、経済企画庁なら企画庁というものを、こうした面についてはやはり実施官庁とでもするということや考え方が望ましいのであります、これは国の機構全体の関係もあつたので、今後の研究にまかすとしても、とりあえず、私が申しましたように、それぞれの今の各省に分けるにしても、ワケだけは設けてやるということ、これは可能なことだと思ふ。だから私はこの点について、これはできることであるし、根本的にそう国の機構

を変えなければならぬという問題でなく、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 ただいま御指摘の国土総合開発全般に關しまして、今御議論のような点が多々あるのであります。従ひまして、経済企画庁にいたしましては、この国土総合開発全般に關しまして、本年度は、年々の希望であります、国土総合開発特別調整費というものを五億円、今予算要求をいたしておるのであります。もちろん、この五億円で国土総合開発全般に対する調整が可能であるかと言つと、これはまことに微々たるものでございまして、できる限りこの五億円をもちまして国土総合開発全般に対する調整をやつていきたいという考えがあるのであります。従ひまして、政府として、この五億円の本年度の予算が通過いたしまして、この調整費を国土総合開発の目的に向つて使い得るよう、効果が上りましたならば、来年度はさらにこの調整費の増額をはかつて、国土総合開発に万全を期していきたい、そう考えておるのであります。従ひまして、この離島振興に關しまして、でき得るならば、お説のように、離島振興に關する予算というものは、一括して、経済企画庁に計上いたしまして、経済企画庁の離島振興に關する計画に基いて各省につけてこれを行

を、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 ただいま御指摘の国土総合開発全般に關しまして、今御議論のような点が多々あるのであります。従ひまして、経済企画庁にいたしましては、この国土総合開発全般に關しまして、本年度は、年々の希望であります、国土総合開発特別調整費というものを五億円、今予算要求をいたしておるのであります。もちろん、この五億円で国土総合開発全般に対する調整が可能であるかと言つと、これはまことに微々たるものでございまして、できる限りこの五億円をもちまして国土総合開発全般に対する調整をやつていきたいという考えがあるのであります。従ひまして、政府として、この五億円の本年度の予算が通過いたしまして、この調整費を国土総合開発の目的に向つて使い得るよう、効果が上りましたならば、来年度はさらにこの調整費の増額をはかつて、国土総合開発に万全を期していきたい、そう考えておるのであります。従ひまして、この離島振興に關しまして、でき得るならば、お説のように、離島振興に關する予算というものは、一括して、経済企画庁に計上いたしまして、経済企画庁の離島振興に關する計画に基いて各省につけてこれを行

を、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

を、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

○齋藤(憲)政府委員 ただいま御指摘の国土総合開発全般に關しまして、今御議論のような点が多々あるのであります。従ひまして、経済企画庁にいたしましては、この国土総合開発全般に關しまして、本年度は、年々の希望であります、国土総合開発特別調整費というものを五億円、今予算要求をいたしておるのであります。もちろん、この五億円で国土総合開発全般に対する調整が可能であるかと言つと、これはまことに微々たるものでございまして、できる限りこの五億円をもちまして国土総合開発全般に対する調整をやつていきたいという考えがあるのであります。従ひまして、政府として、この五億円の本年度の予算が通過いたしまして、この調整費を国土総合開発の目的に向つて使い得るよう、効果が上りましたならば、来年度はさらにこの調整費の増額をはかつて、国土総合開発に万全を期していきたい、そう考えておるのであります。従ひまして、この離島振興に關しまして、でき得るならば、お説のように、離島振興に關する予算というものは、一括して、経済企画庁に計上いたしまして、経済企画庁の離島振興に關する計画に基いて各省につけてこれを行

を、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

を、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

第一類第九号 商工委員会議録第二十二号 昭和三十一年三月二十三日

を、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

を、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

を、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

を、運用上の問題であつて、これに関連する法規の改正だけでもできるのじゃないかと思ふのであります、この点を十分検討願つておきたいと思ふのであります、その決意といひますか、一応やつてみるというふうにお考えになるかどうか、その考え方を聞いてみたいと思ひます。

わしめる、そういうふうに努力していききたいと考えております。

○佐々木(良)委員 関連して。問題の中心は、今中崎委員からのお話で大体ポイントを得ていると思えますけれども、一つお伺いしておきたいのは、この目的を見ますと、大へんたくさん並べてあるわけです。国土総合開発の場合には、大体的な価値を中心として指定をして、そして最も経済的な効果を上げるための計画というところに焦点がしぼれると思います。ただし、この離島の場合は、取り残されておる、おくれしておる島民の保護対策とか、ちやうど農民の保護対策みたいなものが加わるような意味での保護対策的な意味もあるのじやなからうか。特に後進性を除去する云々というふうに書いてありますから、従つてこれまで四十数島を指定して計画を進められておるようでありますが、大体的な国土総合開発と同じような意味で、経済開発、つまり経済効果の点を一番重要視して、そこに焦点をしばつて指定がされておるのか、あるいはおくれしておる島民保護という点に焦点を合せて指定がされておるのか、大体どちらを重点に扱っておられますか。

○植田政府委員 離島振興法には、ただいまお話になりました経済開発の面と島民保護の面と両方ございます。たとえば電気導入でございますと、本土からの送電線がございませぬから、簡単な重油等を使ひました発電でございますので、これはどうしても島民保護、社会福祉ということにならうかと存じます。漁港の整備あるいは港湾の整備、道路整備ということになりますと、島民保護の面もございしますが、そ

れよりもむしろ経済開発という点に置いているわけですね。両方の目的を持つていけるものと心得ております。

○佐々木(良)委員 国土総合開発の場合、特定地域は法律には書いてないけれども、たとえば水産と農林と電源、こういうような形で、大体的な立った異種の産業三つくらいを組み合せてできるものというものが特別指定の基準になつておつたと思ひます。この離島振興の指定をする場合の基準を一体どこに求めておられますか。

○植田政府委員 どういう事業をするかという基準は離島振興法の四条に書いてございまして、多分お手元にあるかと存じますが、先ほど申しましたような予算の内容のことを実施いたしてゐるわけでございまして。指定の基準は離島の審議会が御決定になつてゐるわけでございまして、外海に面する島であること、本土との交通が不安定であること、島民の生活が強く本土に依存してゐること、一町村以上の行政区画を有する島であること、こういうような条件がきまつておりました。この条件に該当いたしておりますところを審議会が決定されて、それに基いて内閣総理大臣が指定いたしてゐるわけでございまして。従ひまして先ほど佐々木委員のお話になりましたような特定地域の場合、この島嶼における開発目標が何と何であるかというような形のものはないわけでございます。その点、特定地域のいわゆるその地域だけの開発目標を定めると土地改良と何々というふうにあつてゐるに比べますと、こちらは全面的でございまして。○佐々木(良)委員 そういうことでしようけれども、これが大体四十五島く

らい指定されておるわけでありまして。その場合に、先ほど言ひましたように、経済開発を中心にした考え方と、これまでの災害であるとか、風水害だとか、そういうものから守るという意味で考える場合とは全然質が違ふ。どつちにしても、やかましいところからくらない考えで話が進んでおるのか、何か総合開発のときみたいな尺度、基準をもつて指定されておるのか、どちらでしょうか。

○植田政府委員 佐々木委員のよく御承知の通り、特定の地域の場合の尺度というふうな厳密なものはないと思ひます。御承知の通り離島民の生活程度は非常に低いわけでございまして。また本土との交通も悪いものでございまして。港、港湾の設備、それに接続します道路と、港の設備、それが第一にならうかと存じます。また離島は耕地面積も非常に少ございまして、どうしても漁業に従事しなければならぬ。そのためには漁港が不足する、こういうようなことで、交通施設、それから生産方面に入りますと漁港ということが第一義的に取り上げられなければならぬ場合が多いようございまして。

○佐々木(良)委員 この問題はおそらくはつきりしないだらうと思ひます。しかし御承知のように、総合開発の場合においても、十九の特定地域を作つてみても、それでさえもあまり特定地域らしい仕事になつていない現状でございまして、そのうまいかない原因の一番中心的な点は、先ほど齋藤政務次官と中崎委員との間に意見交換がされたようなところに一番重点があると思ひます。しかし離島振興の場合を見ますと、島の数にしても四十五、それ

から目的にいたしましても、経済開発をやると思へば、何か風水害対策みたいなものがあつたり、貧困保護みたいなものがあつたり、さっぱり基準がないようであります。しいて求めれば今言つたような中から、重要なところから並べるということになるだらうと思ひます。総合開発の場合でさえもほとんど重点的な仕事ができないうのに、その上に目的もこれだけ広げ、指定の数もだんだん多くなる一方で、むしろだんだんと離島振興法の意味を失なつてきて、それがそのまま従来の建設行政なり農村行政なり厚生行政なりそのものところに戻つてしまふ危険を感じるのでありますけれども、それにつきまして数が非常に多くなる傾向、重点的にうまうやうに事情等につつましてはどの程度にしばられて今後の方針を立てていかれるのか、その辺御意見がありましたらお伺いしたいと思ひます。

○植田政府委員 総合開発事業のむずかしさはただいま佐々木委員から御指摘されました通りでございまして、特定地域の計画においても同様のことが申せるのでございまして、離島振興にもお話のようなことがあろうかと存じます。この点、先ほど申しました基準からいいますと、現在四十五島を指定いたしてあります。この基準から漏れてゐる島はおそらくないものと心得ておりますので、私どもとしてはこの四十五島を対象にして考えて参りたいと思つておる次第でございまして。

次にそれでは各省の事業との差があまりないんじやないかということでご

ざいですが、先ほども申しましたように、とかく離島で実施いたします事業の経済性と本土で実施いたします事業の経済性とを比較します場合におきましては、離島の場合が劣るものが割合に多いのでございまして。とかくまた本土の方と離島の方とどちらに事業を実施するかという点の判断の問題になりまして、場合によつては離島の方が弱くて事業の実施がおくれがちでございまして。この際におきまして、離島振興法がございまして、離島振興に対する認識も相当深まつて参つておりますし、それから私も企画庁といたしまして、予算は各省についておりまして、計画は十分承知いたしておりますけれども、時々各省の実施機関とも連絡いたしまして、離島に対する予算が増額されることを要望いたしておりますので、こういう二つの面から申しまして、離島振興法の意義は決して捨てたものではないと考えております。

○佐々木(良)委員 捨てたものではなくて、ゼロではないでしようけれども、もう少し目的にうたわれておるような意味で、もっと効果があるように善処をお願いしたいと思ひます。特にこれはだんだんと重点的なほんとうの仕事ができるのじやないかと、ナンスです。それから、その辺の事情は企画庁としては十分知つておられると思ひますが、実施官庁の方がむずかしかったり地元の方がむずかしかったりしてできないのだらうと思ひますが、しかしやるのならばやはり目的通りに重点的な方法がとられたいとはほとんど意味がなくなつて、一連の同じようなこういう法律ばかり次々と作つて効果



がないようになり、十分気がつけられたいと思います。特に御承知のように国土総合開発法にしまして、これは離島振興法にしまして、これは離島振興法でなくて離島振興手続法なんです。この計画樹立のための手続を定めたものであって、実際には離島を振興するために加わったものはほとんどないような格好であります。先ほど中崎委員と齋藤政務次官の意見交換がありましたように、これなら金目からいって大したことはないのだから、国土総合開発法でできないならば、これだけでも実施官庁から取り上げて、サンプル的にやってみるぐらいなつもりでかかってもらわぬことにはどうしようもないと思います。善処をお願いしたいと思ひます。

それからちょっと簡単なことで、あるいは私勉強で思い違いをしておられるかもしれませんが、この中で聞いておきたいと思うのですけれども、離島振興の一つの対象に電気導入があったはずで、この電気導入は、今お話のように大体対象の事業が公共事業の場合には国費を中心にして地元の費用を加え、あるいはなるべくたくさん国庫負担にするから仕事はしやすい。しかし電気導入の場合は、御承知のように今電気会社の供給圏が法律によって確定しているわけでありまして、従いまして今これはどういう手続でやっておられるのか、おそらく何か法というものがあつて、電気事業との間に補助をやるとか何とかいう問題があるのではないかと思います。どうなつておりますか。

○植田政府委員 農山漁村電気導入法に基づいて補助が行われておるわけでありまして、内地の開拓村にもこの補助が参ります。離島に参りますものは送電線によりまして場合におきまして、先ほど申しましたように、自家発電的な簡単な火力発電による場合と、それから元は火力発電でありまして、それを電力会社の手で経営しておる場合もございまして、電力会社がどうしても採算が合わないというので、村営等やっておる場合もございまして、その点におきまして電力会社との間にこの補助金の問題は起つていないと存じます。その補助率につきましては三分の一でございます。あとは地元の町村負担であります。

○佐々木(良)委員 この農山漁村電気導入促進法というのは、今お話がありましたように、本土にも同じように施行されておる法律でしよう。

○植田政府委員 本土におきましては開拓地だけでございまして、これは農林省から補助が参つております。

○佐々木(良)委員 この法律の対象になつておると、あるいはそのほかにもう一つ融資対象になる農林省関係のものがあるたでしょう。いづれにしても私が気になるのは、この法律の対象になる電気導入も、それからおくれた農村の振興のために融資をする法律であつたか、措置であつたか知りませんが、そういうものがあつたと思ひますが、両方ひくくめて現在のところ非常にやりにくくて、電力政策が二、三年前には、たとえば離島でも、農村でも、勝手に自家発電、小さい発電所でもなるべく作れという方針だつた。ところが最近においてはなるべく作るなという方針に変わつてきた。ところが離島であるとか、山の奥の小さい村では二、三年ずれてそういう話が入つてくる。みな発電所を作ればよいというので、農業協同組合が何かで小さい五、六キロ程度のものを作りかけて、そうすると今度は話が違つてきた。そうだとすると、非常に混乱しておる面が多い。県自身でもその指導に困つておる問題が多いと思ひます。おそらくその問題は離島振興の四十五島の中の一つ一つのことではなくて、一般の問題だと思ひますが、この離島振興法の対象になつて指定されておるものについても特別にそれより違つた方法はないわけでありまして、同じ問題が出ておるのだらうと思ひます。従つてこの問題につきましてはやはりおくれたところをなるべくおくれを取り戻すということには、光を与えることが一番最初だと思ひますから、もう少しこれにつきましては農林省及び通産省と関連して、実情を調べて推進される必要があるであらうかと思ひます。あまり時間もなさそうでありまして、大して本質的に問題のある法律でもなく、関連の質問をさせていただきたく思ひますが、先ほど来お話をいたしましたように、これは繰り返しておかしいようですが、総合開発のうまいくいっていない例は、昨年私この委員会においても具体的に指摘して、そして総合開発計画は樹立されておるけれども、その中に建設省がやる部分、農林省がやる部分、それから電源開発公社がやる部分、それから電線に不経済な格好になつておる。同じことが、離島振興の対象になる島におきましても私はあるだらうと思ふ。特に

これは島が多いから、なおさらたくさんあるだらうと思ひます。従いまして、先ほどのお話のように、少し強引ではあるけれども、この予算を直接に計画官庁で取り上げるくらい意気込みに見せて、計画の立案と実施が一本になれるような形で推進をされるように希望をいたしまして質問を終りたいと思ひます。

○中崎委員 時間の関係でしほつて質問したいと思ひます。今佐々木君からお話がありましたように、電気の問題は、ことに離島の場合には非常に立ちおくれておりました。いまだランプなどやっておるような地区も相当あるようにうかがわれるのでありますが、そこだけ取り残されておることは事実であります。そこで政府の方でも離島振興について、電気の供給には相当身を入れておられると思ひます。農林省が、ことに電力会社が採算の合う場合はやるのだが、採算が合わない場合には電力会社でやらないで、現に町村営のものもある。これは概して今言つたやうに、やつても割が悪い、電力会社がまづつてくれないから、しびれを切らしてやむを得ずやるといふような結果のものが多いと思ひます。これは通産省との関係があると思ひますが、そういう場合においても、まず政府の方で一応離島振興の線に沿つて計画した地区については、電力会社が責任を持つてその計画に従つて開発する義務を付けさせる、言いかえれば、電力の供給というものは独占的なものであるから自分で勝手にやつて、国家にあまり協力しないという考えでなしに、金額は大したことがないのだから、その一端として電力会社が責任を

持つて、この計画の線に沿つてやるという方向に、一つ今後改めていくという考え方ができるのかどうか、聞きたいと思ひます。

○植田政府委員 離島につきましては、電力会社が経営してやつてくれたところもございまして。しかし多くの場合離島で火力発電所を設けておる。おそれることは水力に期待できるところはございせんから、どうしても火力になりまして、火力で経営しますと、大体においてなかなかそろばんの合わない場合も多い。そこで電力会社としては自分で経営するのをいやがつて、かまつてくれないから、町村でやらざるを得ない場合が多いだらうと思ひますが、電力会社に対する指導は通産省の係でございまして、どの程度まで電力会社が協力してくれるかにつきましては、一つ通産省とも話し合ひまして、御趣旨のことができれば実現するように努力して参りたいと思ひます。

○中崎委員 現にそうした貧弱町村においてこの電気の補助率が三分の一程度ということですが、これはあまりに低いのではないかと。言いかえまして、電力会社さえやらないようなものをその町や村で責任を持つてやるのであるから、これは全額負担とまでは言わないにしても、少くとも五割ないし六割くらい出すのが当然だと思ひますが、この補助率の引上げ等について今後格段の考慮を払われるかどうか、一つ伺いたい。

○齋藤(憲)政府委員 御説の通り離島の一人当りの年間所得は大体その県の三分の一の所得になつておる、まことに低いのであります。それでございま

すから、割の合わない電気を自分でもってやるということには非常に困難を感じておると考えるのであります。政府といたしまして、十分離島における電気事情を調査いたしまして、今後御期待に沿うように努力いたしたいと存じます。

○中崎委員 終りました。

○神田委員長 本案について他に御質疑はありませんか。――御質疑がないようでありますから、これにて本案についての質疑を終局することにいたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。よって本案についての質疑を終局いたしました。

本案については、討論の通告がありませんので、これを省略し、直ちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。

それでは離島振興法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○神田委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案についての委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めま

す。よってさよう決定いたしました。暫時休憩いたします。

午後一時六分休憩

午後三時五十五分開議

○神田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

工業用水法案を議題とし審査を進めます。質疑に入る前に、この際徳永企業局長より本案について補足説明をいたしたい旨の申し出があります。これを許します。徳永政府委員。

○徳永政府委員 この工業用水法案に關しましては、実はこの提案理由の際にもあら筋を申し上げてあるものであります。通産省といたしまして、従来企業の合理化等いろいろな努力をいたしておったのであります。日本の工業の発展が戦前及び戦後を通じて、既成の工業地帯、たとえば京浜にしても、あるいは阪神にしても、あるいは北九州、名古屋地区とか、そういう地帯を考へてみますと、工場があまりに伸び過ぎまして、その土地の持つておりましたその以前の立地条件というものがあつた意味の限界にきたような現象を呈しておつたのであります。むしろ限界を越してマイナスが出つたという段階になつて、水に關係ある点で申し上げますれば、工業のためにくみ上げます水のために地盤沈下を起しているという現象も起つておるわけでございます。尼崎につきましても、先般のジェーン台風のときには暴風の被害が、地盤が下つておりましたために、より大きな潮水をかぶせているという現象を起したのでございます。そればかりではなしに、地盤の沈下のことからきまして、機械設備そのものが

がたがたになるというやうな現象で、事業者側としましては、据え付けをいたしました設備にまた土台を築き上げたりというやうなよいけない苦勞をしなければならぬという現象を呈しておつたわけでありまして、一口に抽象的に申し上げますと、工業生産の外部条件というものが日本ではある程度おそろかにされておりましたために、企業が一生懸命にいろいろ内部的に經營とか生産技術とか設備の近代化というやうな努力をしただけでは不十分で、外部条件の制約のために日本の産業の国際的な競争力というものが弱くなつていくということが言える段階に來たのだというやうなことを考へるわけであり

ます。従いましてこういふ方面に日本は現在努力いたしているわけでありまして、將來も工業、貿易立国という線では、日本の産業を伸ばしていきまふためには、政府としてしますことは企業に外部条件をいゝものを作り上げまして、日本の工業者の国際的な競争力という条件のもとに置いてやるといふこととであり、それから内部的な条件はむしろ業者が自分でやることであります。が、それをしやすいように政府はいろいろな形で援助してやるといふやうなことで進みますけれども、外部条件になりまして、業者が自分でできることではございませんので、直接政府がしなければならぬ、あるいは政府の直接責任に屬する範圍の事項であるというやうに考へてよろしいのじやなからうかと思つたわけでございます。そういう日本の企業の国際的な競争力の外部条件を整えるその一環としての工業用水政策ということで通産省は取り上げたわけでありまして、このためには予算折

衝の際から委員の皆様にも非常な応援もいただきましてある程度ことしから実を結ぶことに相なつたのでございます。が、ことしは第一年度でございますので、それはそれと考へてまいりましたところまで実は予算が十分ついたというわけではございません。しかし事務的に考へてみましても、初年度としましては私も新しい仕事に取りかかるといふやうなことでございまして、いろいろふなれな点もあり、勉強しなければならぬ点もありますので、ことしがその第一着手ということでこの程度の予算でもそれを十分効果があるやうにしたい、引き続き翌年以降におきまして、ことしから発足します工業用水対策を充実して参りたいと考へておるわけでございます。

ことに工業用水の問題につきまして、日本の工業の構造といふと、戦前のいわゆる軽工業からだんだん日本の産業も高度化したしまして、非常に水を要する産業が発達してきております。製鉄業とか、繊維につきましても、化繊、パルプといふやうなもの、非常にたくさん水の要する産業でございます。まして、いわゆる重化学工業が日本の産業の大きな部分を占めるやうになりまして、この必要性が特に増してきたといふことも言えるかと思つたわけでありまして、戦前のいわゆる綿紡績等の工業中心の時代でございますれば、工業用水の問題はそれほど深刻じやなかつたのです。ただ染色面等におきまして水が相当要するといふ段階であつたのであります。産業構造の複雑化、高度化に伴ひまして、水の重要性が非常に増してきたといふこともあつたわけでございます。そんなことから

戦前は、工業用水を何とかしなければ産業が発達しないのだという点は、ある程度見忘れられておつたということも言えるかと思つたわけでございます。それからいま一つ水の問題を考へました際の考え方でございますが、水が工業のために大事であるとして、ただ物理的に水を供給するだけでは目的を達しないのじやなからうかといふことを考へたのでございます。と申しますと、今まで日本の工業者が水を工業用水に利用いたします際に、地下水を取りましたり、あるいは海水を利用いたしたり、地表水を利用いたしたりしておるわけでありまして、それが割合に安い値段で供給されておるわけでありまして、これを限界にきて足りなくなつたからといって工業用水道を作つたとしても、それが非常に高い値段であります。現実には経済的には利用価値がないという現象が起るわけでありまして、利用価値のない、経済的には高過ぎるものを業者が無理やり使わすといふことになりまして、これまた同じく日本の産業に国際的に見て割高なものを使わすことになりまして、その点も解決しなければならぬ、そういう問題を含んだ仕事だと思つたわけでございます。

そういう今申し上げましたやうな事情から、予算で考へましたことは、水の足りなくなつた地域は地下水を過度にくみ上げて過ぎておりました、その結果といたしまして地盤沈下等の現象を起しております。そういうところに新しい工業用水道をしく、それに政府が財政的な援助をしてき上つた工業用水道によりまして水の供給は、今まで事業者が利用しておつた水よりもそれ

ほど高くない、そう大差のない値段で供給できるということが政策の中心眼目になるのではないかと考えておるわけでありませう。それが予算上現われました工業用水道の設置助成という制度であります。これは実はいろいろな計算をいたしてみただけであります。財政の方からは四分の一の国庫補助をいたしまして、それから別に約三分の一につきまして、地元の公共団体が金を出し、それも資金運用部で六分五厘ぐらゐの長期の低利の金を供給してもらう。それからいまだ一つ、約三分の一ぐらゐを地元の利益を受けます工業者が、公共団体の水道工事のために募集いたします債券を引き受けるという形にしまして、地方財政が今は赤字で困っておりまして、債券もなかなか出せないわけでありませう、それをスミーズに出せるようにしよう、そういうことを考えておりました、それらでこれ計算いたしてみますと、三円五十銭あるいは四円近くぐらゐなところ、新しい工業用水道による工業用水の料金はトン当たり大体その程度の値段で済むというような計算ができるわけでありませう。従来事業者は工業用水を地下水でやっておりませうと、その値段が場所によって違いますけれども、おむね二、三円というところございまして、先ほど申しました三円五十銭から四円五十銭ぐらゐの間という、それくらいの見当にございませうから、地下水よりは少し高いのでございませうけれども、これは事業者として工業的に経済的に利用し得る範囲ではなからうかと考えたわけでありませう。普通の上水道になりますと、大体単価というものは十円ぐらゐというところのようござ

います、十円ともなりませうと、産業によりまして、水を使う量の非常に少ない産業でございませうと、がまんをして使うということがございませうが、生産の単位当り水の使用量が多い産業でございませうれば、十円という高い水で、その地域には産業は成り立たないというのが通例でございませう。そのために場所によりまして、その種の産業の発展が制約されておるといふ所も現実にあるわけでありませうし、やむを得ず使っておるといふすれば、それだけ国際的に見まして、日本の工業の競争条件が非常に不利である、ちやうどいわば電力料金が国際的に見て高過ぎたり日本の産業が不利であるのと同じようなものであると考えるわけでありませう。今申しましたようなことで、実は工業用水道の設置を助成することになりませう。ところでこの予算が本年度は、全体の補助金が一億八千万円でございまして、スタートといたしましてどの辺から着手するかということが問題になるわけでありませうが、工業用水の不足に悩み、またその弊害の出ている場所から優先すべきであらうというつもりで、三十一年度といたしましては、私は尼崎市と川崎と四日市、この三カ地点というものが助成の対象地域と考えておるわけでありませう。ほかに実は地盤沈下を起しておる場所として大阪市の西の方もございませうし、あるいは川崎と隣合せの横浜もあるわけでありませう。この辺は予算の関係上少し不十分でございまして、次年度回しというように考えておるわけでありませう。そこでこういう場所にはともかく工業用水道ができることになりましたので、井戸にありませう水のく

み上げというものをある程度調節いたしまして、事業者は困らないと申しませうか、かわりの水が得られるということになりますれば、そのくみ上げを抑制するようなことにいたしたければ地盤沈下がとまりませうし、地盤沈下がとまりませうれば、それによりまして先ほど申し上げた工場の土台がゆるんで据え付けた機械がたがたになるというような現象も解決できるわけでありませう。そういうことが実行できるといふ法律というものが、この工業用水法案の骨子でございませう。従いまして、中身の骨子といたしましては、ある地域を指定いたしますのは地盤沈下の起つておる場所、それから工業的に大事な場所、それからかわりの工業用水道がすでにあるか、近くできるときまつておるような場所を選びまして、そういう場所でも既成の井戸は既得権として一応尊重いたします。新規に井戸を掘る際には許可を受けて掘るといふことにいたしております。それからその新規にいたした井戸にも使用料の少い人を押えるということでは産業人に不当な迷惑をかけませうし、実益に乏しいということになりませうので、既成の對象にいたした井戸も個人の井戸を掘つたり、普通の飲料用のために井戸を掘つておるものは問題にいたしておりませう。それから工業用のものにつきましても、インチの大きな二インチ以下のものは自由といたしております。二インチ以下と申しますと一日のくみ上げ量五百トンに達しないものといふことにいたしておりました、いわゆる大部分の中小企業者の掘ります井戸と

いうものは適用外になるということになつておるわけでありませう。またそういうことにいたしたものは、實際的に地盤沈下に害を与えておりますものは、二インチをこえませう大きな井戸を掘つて、大量に水をくみ上げておるものといふことでございませうので、それで目的にも沿うのではないかと、いふように考えたわけでありませう。それから既成の井戸といふものは、一応従来の既得権を尊重しておるわけでありませうが、先ほど申し上げたように、水が供給できるようになりましたならば、既成の井戸につきましても、これは法律の第十四条でございませうが、使用量を減しないといふ勧告ができるということにいたしておりました。その場合には、具体的にそれぞれの方法を示していかうか、あなたのこところは、こういう用途のものは工業用水道に切りかえていいではありませんかとか、あるいは使いました水の再利用といふこと、そういうことにつきましても、技術的な手段、方法を示しまして、こゝろやればこうできるはずですよという形で指示ができるという規定を置いておるわけでありませう。この規定を置いておりますが、規定を發動しなくてもおのずからこれらの三地点におきましては、産業界の協力を得られるものと私も期待をいたしておるわけでありませう。法の構成といたしましては、既得権につきましても、かわりができたから調整しますよといふのは、法の構成上望ましいと考えて、そういう建前をとつたわけでありませう。實際的な骨子はきわめて単純な法案でございませうが、この実行に関連

しましてあとは審議会の規定を置くとか、関係者との連絡をすることの規定を置くとか、あるいは調査のために立ち入りの規定を置くとかといふようなことで、条文としては二十数カ条といふことになつたわけでありませう。法を作りましては趣旨なり内容といふものは、おおむね以上の通りでございませう。

○神田委員長 これより質疑に入りませう。質疑の通告がありますので、これを許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 数年来問題になつておつたこの工業用水の法案が上程されたことは非常にけっこうなことでありませう。そこでただいま詳しく御説明を聞きましてこの関連して一、二伺つておきたいと思ひますが、この提案の理由書にも書いてあります通り、工業用水を豊富低廉に確保ができるよう施策をする、こゝろが一番のねらいのようでありませうが、その点については先ほど、現在は大体トン当たり二円か三円についておるとか、あるいは今後三円五十銭ないし四円五十銭ぐらゐになるだらうとかいふ説明がありませうが、この法案の目的は特に水源を確保して、結局は重化学工業等における対外競争力を強化する、こういう関係のようでありませうので、外国にも同じような立法があるかどうか、あるいはまた外国における工業用水というものはトン当たりどのくらいでございませうのか、そういうことについて調査がありませうたら一つお知らせを願ひたい。

○徳永政府委員 工業用水の問題は、諸外国でもだんだんと日本と同じよう利用のある限界がきておるようであ

りまして、問題の重要性が強調されつつあるという状況のようであります。しかしながら工業用水道につきましても、いわば政府としましての助成の措置というものの詳細というものは実はわかってないのであります。アメリカの場合につきましても例で申し上げますれば、これは連邦の施策というより州の施策ということになっておるようでありまして、その間まちな事態になつておるようであります。そして州の施策といたしましては、日本ではいいますれば府県がやるということになるのでございましょうが、日本と同じように非常に大がかりな工事もやっておる。そしてそれを供給する料金としては非常に安い値段で提供しておるといふケースもあります。それからある州におきましては——これは私も将来もつと研究しなければならぬのであります。いわゆる下水の再利用、下水を浄化しましてさらにそれを工業用水に使うというような措置をやっておる州もあるというところでございしますが、それもやはり水が豊富なので十分でないからということであらうと思ひます。

それからイギリスにおきましては、御承知のように日本と若干似ておるといいます。工場がある個所に密集し過ぎておきまして、工場の地方分散的なことを法律でやっております。そのためにはある工業地帯に政府が相当の金をかけまして、立地条件を整備した場所を、新しい工業地帯の開発といたつたらいひのしよか、そういう場所を作りまして、工場が来やすいような条件にし、そのかわりに来るものをまた適正配置のような意味で制限するといふようなことをやっております。法律に出ておりますような、地下水をくみ上げ過ぎて地盤沈下を起す、そのための対策を規定しておるという例は実は具体的には見当たらないのであります。これは地盤の関係、日本の地質構造の違いからであらうかと思ひますが、むしろ外国の場合は新しい工業用水の供給、確保のために何百マイルという水道を作つて、しかも安い値段で供給してやつたり、それから下水からの再生利用といったようなことをしてやつたり、工業用水の確保のためにいろいろなことをしておることはあるのでございしますが、この法律とびたつとしたようなケースは外国にはないのであります。

○小平(久)委員 大体外国の例はわかりましたが、外国では一体工業用水がどのくらいについておるのか。特に豊富低廉ということとを本法もねらつておる。また対外的な競争力を養おうというのが根底の考え方の方です。それから水を多く使う重立った産業別にでもしわかつていけばこの際お聞きしておきたいと思ひます。

○徳永政府委員 各国別の用水コストがどの程度かというところは、今資料はございませんが、調べる手がかりもありませんので、調べまして、資料として御報告申し上げます。

○小平(久)委員 それからこの法案と直接の関係は、あるといへばある、ないといへばないかも知れませんが、地下水の使用を規制しよう、こういうことですが、これは所有権との関係はどういうことなですか。私は法律の専門家でないからわからぬが、大体所有

権といふものは地下に及ぶといふふうになつておる。地下に及ぶといふのが、ある工場が敷地を持つていて、そこから地下水をとるといふことは、その敷地の所有権の当然の権利じゃないかといふふうにも考えるのだが、それを規制するといふことはどういふ関係になるか、その点お聞きしておきたいと思ひます。

○徳永政府委員 今お尋ねの点は、私も法律を作り出す際にいろいろと同じような疑問を持つて、検討したものであります。結局結論的に申し上げますと、法律解釈上の問題といたしましては、公益上の必要からある程度押さへてよろしいし、押さへるという建前になつたわけでありまして、そう申しますと、地下水がその人の土地の所有権の中身、利用権の中身をなしておるものと見えます。それによつて地下水のくみ上げますことによりまして地盤沈下という現象を起す、人が大ぜい迷惑するといふ現象を起すわけでありまして、地盤沈下といふますと、いかに一般の人ばかりか、いかに見えるのでございしますが、それが工場地帯の場合でありまして、先ほど私が申し上げました工場の機械がたがたになつたといふだけでございせん、水そのものが、井戸が今ありますところと近いところにまた井戸を掘られますと、隣の井戸の水も減るという現象を起すわけでありまして、地盤の構造は様々ではございせんが、地下水はおおむねつながつておるのでありますから、当然そういう現象になるのだと思ふのであります。結局そういう意味から、地元としましては産業家はほとんどに調節することを

考へてもらいたいという要望も実はあるわけでありまして、そういう実態はありますが、法律解釈の問題といたしましては、結局所有権といふものも百パーセント公益にさららない範囲といふ制約で考へて、今申しましたようないろいろな弊害が出る、それを調節する。ある意味におきましては所有権の制限になるわけではございせんが、これは憲法上も法律上も許されるものといふことになつております。ただ実態上は、それによりまして、水の場合は、工業者同士相互に裨益する面もあるといふことであります。

それからこの法律は、先ほど御説明申し上げましたように、既得権につきましては権力的に押さへるという仕組みをとつておりません。既得権で掘つておりましたものは、無制限にくみ上げてきておるわけですから、それが地下水のある一定量以上のものをくみ上げておるからこそ、地盤沈下が起つておるわけでありまして、それを権力的に押さへるというところにつきましては、公益上の立場からそこまで押さへていんじやないかといふことも法律上は言えます。私どもはそれによつて産業が成り立つていくといふ限りにおきましては、公益上のためとはいへ、水の使用量を変えてしまふようになれば、工場は命の根をとめられるといふことになりまして、かわりの水をやつてからしかとめないといふ形に、公益上の必要からございせんが、非常におだやかな建前の規制をして、既得権を尊重し、新規のものだけは許可を要する。だから既設のものは権力的には押さへない、かわりの水で調節してもらふ、そういう程度に考へております。

○小平(久)委員 既設のものはやんわり、こういうことですが、新規のものは、ある程度以上のものは許可を要するわけですね。公共のためといへばそれまででしょうが、ただ今お話の中で、他に被害を及ぼすといふ場合がありまふ。たとえば飲害などの場合ももちろんそういうことが起つておるのです。が、そういう場合には賠償の問題が起るわけですね。地下水を利用したために地盤沈下が起つたといふ場合には、考へようによつて、一面に賠償の問題が起るといふことであつて、水そのものを使うことを頭から制限するといふのはどうかといふふうにも解されるのですが、そんな風な風に御解釈になりますか。

○徳永政府委員 新設のものにつきまして押さへます場合に、この法律では、かわりの水がある場所というのか、工業用水のある場所というのを要件にいたしておる。従ひまして、押さへることは押さへるけれども、利用する水がなくては工場が成り立たないといふことにはならないといふ法律上の建前にいたしてあるわけでありまして、方針のみならず、指定の要件として、工業用水のあるところといふことにいたしております。今その点は法律的に非常に素直な建前になつておるわけですね。法律論としてお話を突き詰めてみますと、地下水の現象でありますだけに、その水を掘つた場合の相当因果関係といひます。その関係といふものは、なかなか水は百パーセントは証明しにくいといふむずかしい問題があるわけでありまして、大数観測的には間違いない。地下水の過度くみ上げからいひうふうになつたといふことは言えます。

けれども、それを具体的に言えば、新しく掘り出した井戸から起った被害は、どれとどれであるというような関係は、なかなか捕捉しがたいむずかしい問題も伴いますので、その辺を常識的に解決するため、またその地域全体の工業の全般の振興という観点のもとに、そういうむずかしい論争に巻き込まれないような法律構成にいたしたのであります。

○小平(久)委員 その点はそのくらいにして、水利権という観点からすると、河川だけきめておいて、水利権というものは河川の水利権だろうと思ふのですが、しかもあれはいろいろ議論はあるようですが、都道府県知事が多分水利権の許可権を持っている。この場合、通産大臣が直接水の利用について権利を持つ立場にはなっているようですが、なぜ地方長官にまかせるような措置に出なかつたのか。一般の水利権については直接は都道府県知事、その監督権といいますが、それは建設大臣が持っている。そういう点からして、建設大臣の権限、それらについてどのような話し合いになっているか、その辺を一つ御説明願いたい。

○徳永政府委員 水利権の及びます範囲といたしましては、従来いわれておりますのは、河川の水の利用、これは明治以来からそうなっているわけですが、地下水につきましては、いわゆる水利権という概念は全然ございません。先ほどお尋ねのありましたような、所有権の内容というとき扱いに従来されておりました。さような関係から、むしろ水利権と同じものという扱いをされなかつた。そこで結局これをどう考えたいかという点になる

わけでありまして、この工業用水というものは、ある意味では土地に附着したもので、そこで利用できるものは、すぐ隣では若干利用できるかもしれませんが、その地下にある水は遠くから利用し得るわけがなく、やはりその土地か、あるいはすぐ近くでしかその水は利用できないという性質を持っており、ある意味において代替性のないものであると言えらると思ひます。代替性のない水であつて、工業には絶対不可欠なものであるということになる。そういたしますと、ほかの工業原料なんかより

は、もつと工業生産にとつては致命的なものであるということが言える。その工業生産に不可欠な前提条件になるものということになりまして、このどのこのものを認め、どこのはある程度規制するということにつきましましては、やはり産業官庁がこれを処理するということが最も適当じゃないかということを考えているのであります。ことに地質調査所というものを通産省が持つておりまして、地下の状況は、百パーセント地上にあるごとく、たなごころをさすごとくには見わけできないにいたしまして、ある程度は状況を把握いたしております。その意味で通産省がこの処理をすることが適当でないかと考えております。ただ、この法律は通産大臣と書いてあります

が、運用の問題につきましては地方の通産局に大部分のものをまかすつもりであります。それぞれ地域的な問題でございますし、本省といたしましては一般訓令は出しますけれども、すべて運用は通産局にまかすというつもりであります。建設省との関係につきましては、実は最初申し上げました地盤沈

下等の防止対策と関連を持つておりますので、その点につきまして、場所をどうするか、あるいは地域の指定をどうするか、あるいは過度くみ上げにならないような一般の基準はどうなつておるかということは相談してやろうというふうな建前になっております。

○小平(久)委員 質問がちよつともとへ戻るかと思ひますが、先ほど米地盤沈下等の事態が発生しておるというふうな話がありましたが、実例としてそのために非常に紛争が起つたとか、あるいはその土地の産業に著しい影響を与えたとか、あるいは一般民衆から非常に苦情が出て賠償の問題が起きたとか、そういう実例がもしありましたらこの際御説明をお願いしたいと思います。

○徳永政府委員 この地下水の過度くみ上げによります弊害というものは、実はあちこちに出ておるわけでございますが、それはただいゆる個人同士の賠償というふうなそういう紛争というものはいゆる私法上の権利の争いという形ではあまり出ておりません。ただ地盤が沈下して、雨が降つた場合に水たまりが多くなるとか、満潮時の場合に海水が流れ込んでくるとか、井戸水が塩辛くなつたとか、いろいろなことがありますので、いゆる一般的な公共事業対策をやれという要請というものは盛んに出ております。そのために非常に顕著な例でございますが、大阪府では地盤沈下防止のための措置をいたしまして防潮堤を作り、あるいは橋が傾いた、その橋のかさ上げをやるとか、地盛りをやるとか、それらの対策のために百六十億ぐらいの金を使つております。それだけの大きな国費

をむだ使いしておるということは、ある意味では言えるかと思ひます。幸いにいたしまして先ほどのように水の因果関係というものは非常につきりしないものですから、個人間の争いという形ではまだ現れていないのであります。

○神田委員長 本日はこの程度にとどめます。次会は来たる二十七日午前十時五十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後四時四十四分散会  
〔参照〕  
離島振興法の一部を改正する法律案  
〔内閣提出〕に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月二十九日印刷

昭和三十一年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局